

子ども・子育て支援新制度

ハンドブック

施設・事業者向け

(認定こども園部分抜粋)

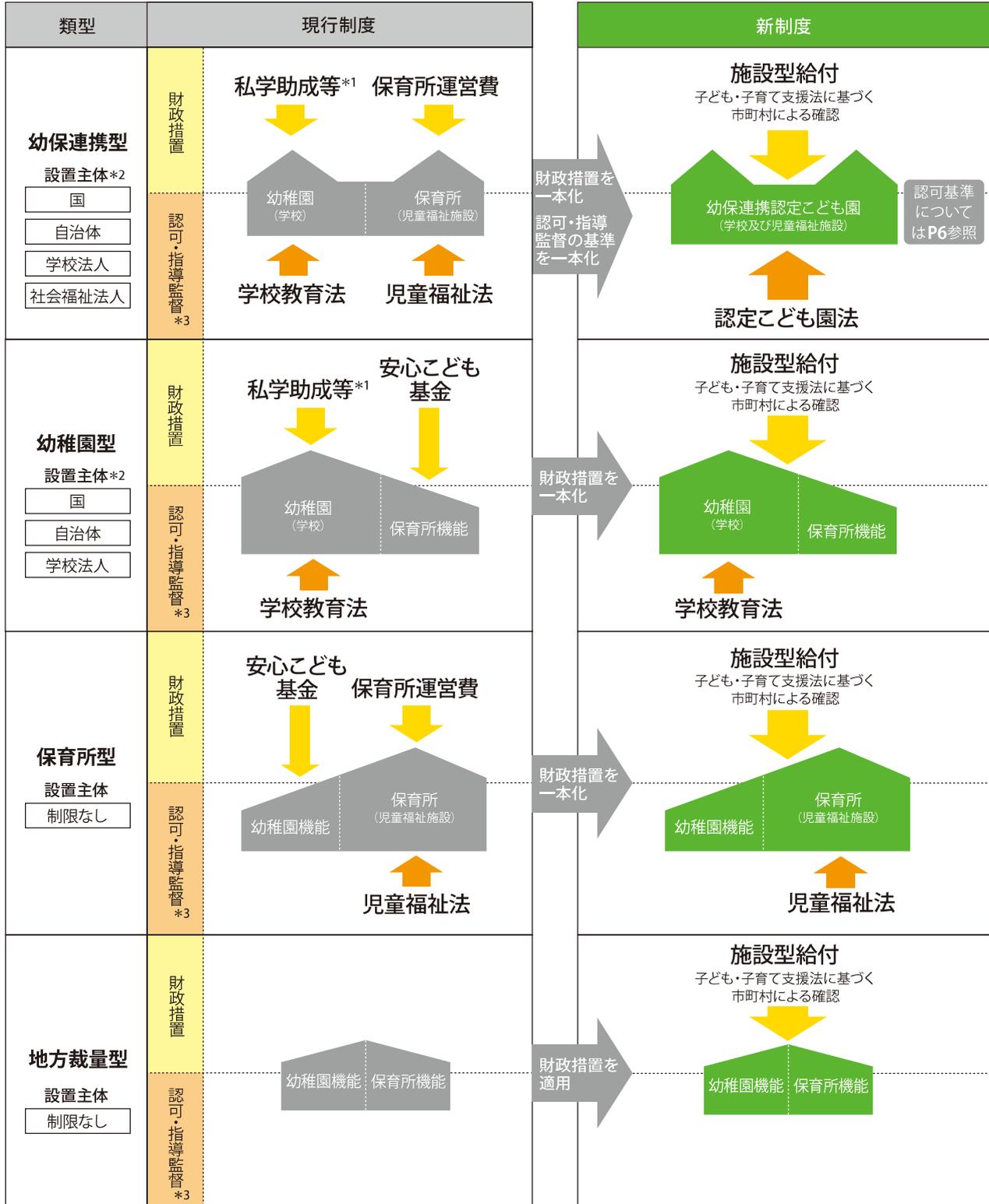


認定こども園4類型の比較

認定こども園への財政措置や認可・指導監督の変更点について4類型毎に紹介します。

- 認定こども園法の改正により、新たな「幼保連携型認定こども園」は「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として創設されます。
- 財政措置は、共通の「施設型給付」で一本化し、市町村が子ども・子育て支援法に基づき、給付を行います。

■認定こども園 4類型毎の比較



*1 就園奨励費、私学助成（一般補助、預かり保育推進経費、特別支援教育経費）等。
 *2 宗教法人立や個人立等（いわゆる附則6条園）も、一定の要件の下、設置主体になることができます。
 *3 認定こども園の認可・認定基準は、各都道府県条例等により定められます。

※平成26年4月時点で、認定こども園の合計件数は1,359件。

幼保連携型認定こども園の認可基準

幼保連携型認定こども園の認可基準に関する基本的な考え方や、主な基準を紹介します。

■基本的な考え方

- 学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する「単一の施設」として、幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とします。
- 既存施設（幼稚園、保育所、認定こども園）からの円滑な移行のため、「設備」に関する基準については、一定の移行特例を設けます。
- 法施行までに現行制度の認定を受けた幼保連携型認定こども園については、施行日の前日までに別段の申出をしない限り、新しい幼保連携型認定こども園としてのみなし認可を受けることとなり、「設備等」については、現行基準を適用します。

■設置パターン別の基準

施設の設置パターン	考え方	主な基準
 <p>新規で幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ 	<p>〈学級編制・職員配置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置 ●職員配置基準は、4・5歳児 30:1、3歳児 20:1*1、1・2歳児 6:1、乳児 3:1 ※配置数は、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含みます（経過措置有り）。 <p>〈園長等の資格〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則として教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者 ●上記と同等の資質を有する者（設置者が判断する際の指針を示す） <p>〈園舎・保育室等の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満3歳以上の園舎面積は、幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増） ●居室・教室面積は、保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人） <p>〈園庭（屋外遊戯場、運動場）*2の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積 <ul style="list-style-type: none"> ①満2歳の子どもの保育所基準（3.3㎡/人） ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）と保育所基準のいずれか大きい方 ※代替地は面積算入せず、一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とします。 <p>〈食事の提供、調理室の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号認定子ども（1号認定子どもへの提供は園の判断） ●原則自園調理（満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可）
 <p>既設の幼稚園（幼稚園型認定こども園）又は保育所（保育所型認定こども園）を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して移行特例を設ける ●確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す ●施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討する 	<p>〈園舎面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育所からの移行▶保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人）で可 ●幼稚園からの移行▶幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増）で可 <p>〈園庭の設置・面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育所からの移行▶保育所基準（満2歳以上3.3㎡/人）で可 ●幼稚園からの移行▶幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）で可 <p>〈園庭の設置・面積（代替地・屋上）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと代替地・屋上の算入可
 <p>法律上、新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備等」に関して、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける（法律の附則） 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員配置に関して、現行の幼保連携型認定こども園の配置基準（1号認定子どもは35:1、2号・3号認定子どもは年齢別配置基準）によることを認める ●設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める（学級編制、運営などについては、新設と同じ基準）

*1 質の改善事項として、公定価格において3歳児（1号認定子どもの場合満3歳児を含む）20:1→15:1への配置改善を実施します。

*2 名称は「園庭」とします。



新制度の詳しい内容を知りたい方は

「内閣府子ども・子育て支援新制度」のホームページをご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府子ども・子育て支援新制度

検索



SNSでも新制度に関する情報を随時発信しています



https://twitter.com/sukusuku_japan

内閣府子ども・子育て支援新制度 ツイッター

検索



<https://www.facebook.com/sukusuku.japan>

内閣府子ども・子育て支援新制度 フェイスブック

検索



シンボルマークを利用されたい方は

「内閣府子ども・子育て支援新制度」のシンボルマーク(表紙)は、新制度の中心である子どもたちが、個性豊かに元気に演奏する姿により、豊かな環境のもとで子どもたちにすくすく育ってほしいという思いを込めて作成しています。シンボルマークを利用されたい方は、以下URLより利用方法をご確認ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/symbol/index.html>

内閣府子ども・子育て支援新制度 シンボルマーク

検索

[お問い合わせ先]

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室(総合窓口)

TEL:03-5253-2111(代表)

文部科学省初等中等教育局 幼児教育課

TEL:03-5253-4111(代表)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課少子化対策企画室/保育課

TEL:03-5253-1111(代表)